

☎(社)広島県生活衛生同業組合連合会
オリジナルの共済制度

新登場

せいえいくん

共済掛金 月々

800円

年齢、性別に関係のない一律掛金！

充実の 24時間保障

健康告知不要

就業中のケガから 休日のケガまで



保障内容詳細は裏面をご確認ください。

皆さまの福利厚生対策にお役立てください。

ニコニコサービス(福利厚生サービス)のごあんない

「せいえいくん」にご加入いただくと、ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

ニコニコ 1 エルフルカード

広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約400施設)

ニコニコ 2 健康 もしもし24

電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)

ニコニコ 3 あんしん情報誌

健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済者等の内容の変更
- 共済金の請求
- ニコニコサービスについて

広島県共済組合員
相談室まで
ご連絡ください。

フリーダイヤル
0120-708030



■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



共済だから安心

県共済

広島県火災共済協同組合
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<http://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

充実の
24時間
保障

共済掛金 月々800円で充実の 24時間保障!

年齢、性別に関係のない一律掛金! 就業中のケガはもちろん、
休日のケガまで皆さまの安心をお届けします。



●ご加入年齢：満3歳以上満70歳未満(75歳までご継続いただけます。)

保障内容		満3歳以上満55歳未満	満55歳以上満75歳未満
死亡	●交通傷害・傷害による死亡 共済期間内に、交通傷害または傷害により、 事故の日から180日以内に死亡したとき。	100万円	100万円
入院	●交通傷害・傷害による入院 共済期間内に、交通傷害または傷害により、 事故の日から60日以内に入院したとき。 ただし、給付期間は同一事故について 入院日数120日をもって限度とします。	1日につき 4,000円 (1日～120日)	1日につき 4,000円 (1日～120日)
通院	●交通傷害・傷害による通院 共済期間内に、交通傷害または傷害により、 事故の日から60日以内に通院したとき。 ただし、給付期間は同一事故について 通院日数60日をもって限度とします。	1日につき 2,000円 (1日～60日)	1日につき 2,000円 (1日～60日)
見舞金	●疾病による死亡 共済期間内に、疾病により死亡したとき。 ※共済責任開始日から2年以内に疾病により死亡された場合は、お支払いの対象になりません。	25万円	10万円

ご加入に
際して

- 共済掛金：月々800円
- ご加入資格：加入日現在、健康で、かつ、正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。
- 健康告知：ご加入にあたり告知の必要はありません。ただし、共済責任開始日から2年以内に疾病により死亡された場合は、お支払いの対象になりません。

- ご加入年齢および満了年齢：満3歳以上満70歳未満。ただし、満75歳の誕生日の属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限：被共済者1人あたり一口といたします。
- お引受方法：ご加入いただける被共済者の範囲は下表のとおりとします。

共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者
法人 事業所	代表者/役員/従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主	事業主(本人)/従業員(パート・アルバイト)/ 配偶者/親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人	本人/配偶者/親族(6親等以内 の血族、3親等以内の姻族)

- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係らずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合員の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は1口(300円)の出資金をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金は半額になります。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 製材、チップ製造作業中の事故●建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶修繕、その他類する職業)●道路工事および道路誘導作業中の交通事故●営業用貨物車(4トンを超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 自衛官(防衛大学校生を含む)●坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故●潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故●タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故●船舶乗組員の就業中の事故●港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故●伐木・造材業者の就業中の事故●とび工●発破および火薬・爆薬類製造工、花火製造工●採石作業(石切出作業、採石工、石切工)●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者●テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業



ご加入後も安心、
ご契約内容確認
サービス。

年1回、被共済者の変更等の内容の変更や、共済金の請求など、ご契約内容の確認を実施いたします。
ムダなく安心してご利用いただけます。

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。